

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

号外 (一) 平成三十一年 二月十九日

告示

岐阜県告示第七十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 N (ニフルオロフェニル) N 「一 (ニフェニルエチル) ピペリジン
四 イル」プロパンアミド及びその塩類(通称Ortho fluorofentantanyll、ニ Fluorofentantanyll、o fluorofentantanyll)
 - 2 N (四メトキシフェニル) N 「一 (ニフェニルエチル) ピペリジン
四 イル」ブタンアミド及びその塩類(通称p Methoxy butyrylfentantanyll、Paramethoxybutyrylfentantanyll、四 Methoxybutyrylfentantanyll、四 MeO BF)
 - 3 N エチル 「一 (ニフルオロフェニル) プロパン ニアミン及びその塩類
(通称ニFEA、ニ fluoroethamphetamine)
 - 4 N (一 アミノ) 三、三 ジメチル 「一 オキソブタン ニイル」 「一
(シクロヘキシルメチル) 「一 H インドール 三 カルボキサミド及びその塩類
(通称ADB CHMICA)
- 二 指定の理由

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十一年二月十九日

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあることを認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成三十一年二月二十日

平成三十一年二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社